

## 尾張旭市いじめ問題対策連絡協議会 議事要旨

- 1 開催日時  
令和6年5月27日(月)  
開会 午前10時00分  
閉会 午前11時15分
- 2 開催場所  
尾張旭市役所3階 講堂2
- 3 出席機関  
尾張旭市小中学校長会小学校代表 大澤 禎一  
愛知県中央児童・障害者相談センター 上田 貴大  
愛知県守山警察署 林 文彦  
名古屋法務局春日井支局 玉田 進吾  
尾張旭市小中学校PTA連絡協議会 井上 恵美  
尾張旭市市民生活部市民活動課少年センター 松下 香織  
尾張旭市こども子育て部子育て相談課 二村 正篤  
尾張旭市教育委員会 三浦 明
- 4 欠席機関  
尾張旭市小中学校長会中学校代表 伊藤 彰浩
- 5 出席した事務局職員  
教育部長 山下 昭彦  
管理指導主事 伊藤 和由  
学校教育課長 山田 祐司  
学校教育課指導主事 岩下 徹
- 6 議題
  - (1) 令和5年度尾張旭市いじめ・不登校対策委員会の報告について
  - (2) 令和5年度いじめの認知件数について
  - (3) 関係機関等の連携について
- 7 会議の要旨

事務局	<p>ただいまから、尾張旭市いじめ問題対策連絡協議会を開催します。私は、司会進行を務めます尾張旭市教育委員会学校教育課指導主事の岩下と申します。どうぞよろしくお願ひします。</p> <p>進行は、お手元に配布いたしております次第に沿って進めてまいります。</p> <p>(資料の確認)</p> <p>次第2を御覧ください。協議会構成機関及び出席者の紹介についてです。資料1を御覧ください。本来であれば、お一人ずつ御紹介するところですが、時間の都合上紙面をもって紹介に代えさせていただきます。</p> <p>本会の会長につきましては、慣例として教育長を指名しておりますが、今年度の本会も会長を教育長が行うということによろしいでしょうか。</p>
-----	---

	<p>それでは次第3、職務代理者の選出についてです。</p> <p>職務代理者の選出は、尾張旭市いじめ問題対策連絡協議会等条例第4条第3項で、会長が指名することになっていますので、会長より指名をお願いします。</p>
会長	<p>日ごろから子どもたちをしっかりと見守っていただいている愛知県守山警察署の、林さんを職務代理に指名します。</p>
事務局	<p>ただいま会長より指名がありました守山警察署 林さんに、職務代理者をお願いしたいと思います。</p> <p>それでは、次第4、会長から挨拶をいただきたいと思います。</p>
会長	<p>＜あいさつ＞</p>
事務局	<p>ありがとうございました。それでは会の進行につきましては、尾張旭市いじめ問題対策連絡協議会等条例第5条第1項により会長が議長になりますので、三浦会長をお願いします。</p>
会長	<p>それでは、以後の進行を次第に従いまして進めていきます。</p> <p>次第5の議題について、事務局より説明をお願いします。</p>
事務局	<p>議題の(1)から(3)についてまとめて説明します。</p> <p>資料3、をご覧ください。令和5年度尾張旭市いじめ・不登校対策委員会の報告です。6ページをご覧ください。6ページから7ページに、毎年10月から11月に行う、無記名のいじめの実態調査の結果分析があります。6ページにある「学校に来ることは楽しいですか」との問いに対し、約90%近くの児童生徒が「楽しい」「まあまあ楽しい」と肯定的な回答をしております。ただ、約10%の児童生徒は否定的な回答となっております。解決や改善のための支援を具体的にできるようにしていくとともに、魅力ある学校づくりを進めていく必要があると考えています。</p> <p>次に「今の学年になって、いじめられたことがあるか」については、年齢が低いほど多く、年齢が高くなるにつれて少なくなっています。これは、低学年のうち、日常の単発なトラブルも含めて「いじめ」と捉えているからだと考えられます。また、中学生に限っては、令和5年度に全学年で割合が増えております。</p> <p>また、昨年度は、いじめに起因する不登校事案が起き、重大事態として県に報告した案件が1件ありました。なお、当該児童は、今年度からは、登校しております。どの学年・クラスにも嫌な思いをしたり、苦しんだりしている児童生徒がいることを念頭におき、対応・対策をしていく必要があると考えています。</p> <p>次に「どんないじめをされたか」については、小学校・中学校とも「からかい・悪口」が一番多くなっており、いわゆる「いじり」も含まれていると考えられます。</p> <p>本調査の項目には「手紙・メール」「ネット・SNS関係」があり、</p>

昨年度の本会議にてこれは内容ではなく、手段ではないかという御指摘を受入れておりました。今年度からは、内容と手段に分けてアンケートを実施する予定です。

「いじめられてどうしたか」との問いに対し、「がまんした割合」は小学校では45.9%、中学校で73.2%と、昨年度よりも高くなっております。より一層、教員が児童生徒と向き合う時間を十分確保し、児童生徒の変化を見逃さず、一人で悩みを抱えるようなことがないようにしていきたいと考えています。

また、「そのいじめはどうなったか」との問いに対し、いじめられたと答えた児童生徒（小学校：909人、中学校：97人）が、「少しなくなった」「今も続いている」と回答した割合は、小学校では77%、中学校では81%を超えております。これは、昨年度の小学校60%、中学校75%のよりも割合が高くなっております。見守りや声かけについて、担任だけでなく複数の目で子どもたちの気になる様子について情報共有を図り、全教職員で組織的、継続的に再発防止に努めていく意識が高まってきていることにつながっていると感じております。

一方、「いじめをしてしまったことはあるか」という問いでは、小学校では10.9%、中学校では2.4%であります。故意にしてしまったのか、わからずに結果としていじめてしまったことになったのかという点については、この数字からはわからない状況ですが、結果としてしてしまったという認識がある割合です。

未記入の割合に注目すると、いじめをしてしまったということを受け入れがたいという児童生徒もいるのではないかと感じます。

学校はアンケートを受け、児童生徒に対し教育相談を行い、いじめの解消に取り組んでいます。アンケートだけでなく、普段の観察やいじめの積極的認知により早期対応ができるようにすることが求められています。加えて、未然防止の取り組みにより発生件数を減らしていくことも進めていかなければなりません。

続きまして資料4をご覧ください。令和5年度のいじめの認知件数について説明をさせていただきます。

この件数は、学校がアンケートや相談などでいじめが分かり対応した、すべての事案について報告された総数となっております。

下にある表の題ですが、令和4年度の間違いでありますので、訂正をお願いします。昨年度との調査結果と比較すると、小学校においては認知件数が減少しております。一方、中学校においては、小学校とは逆に認知件数が微増しております。

先ほど見ていただきました要項6ページの資料3の小学校、中学

	<p>校のアンケートにおいて、いじめの件数が微増している状況であります。認知件数が比例しているとは限らない状況が見られます。校長会議や市のいじめ不登校対策委員会など、様々な機会を通して、いじめの定義を確認し、より積極的に認知していくことを周知してまいります。</p> <p>また、いじめの態様の中で、「パソコンや携帯電話などで、誹謗・中傷やいやなことをされる」という区分につきましても手段が入っておりますので、今年度のアンケート項目では改訂していく予定です。</p> <p>一方、SNSに関するトラブルは、表面化しにくい事案であることから、潜在的には、もっと多くのトラブルがあることも考えられます。学校は家庭と協力し、これまで以上に、スマートフォンやネット利用について正しいルールやマナーが身につくようにすることや、トラブルに巻き込まれた際の対処法などを指導していかなければならないと考えております。以上議題について説明を終わります。</p>
会長	それでは、ただいまの説明について、御意見、御質問等ありますか。
会長	8ページより下のチェックリストとシートは、どういう時に使われているのか、説明を追加してください。
事務局	<p>「チェックリスト」と「事態把握シート」というものがございます。今までこのようなシートはありませんでしたが、昨年度は全学校でという形で行っております。</p> <p>担任がチェックして、これを校内で提案していくという流れです。このように情報共有ができると、校内で対策を立てることができ問題の未然防止になっていくと考えております。</p>
会長	<p>ありがとうございます。</p> <p>それでは議題の1と2のところですが、確認やご意見とかがあれば、お願いいたします。</p>
名古屋法務局春日井支局	いじめの認知をした後、どう対応されているのかを教えてください。
事務局	<p>子どもからSOSが出ていますので、担任を中心に喋りやすい職員の方からその子に対してアプローチをかけます。そして、その子から聞き取っていく中で関係する別の子がいるのであれば、さらに該当の子から別室で話を聞きます。その中で、やはり、加害をしてしまった子に対しては指導を行い、自分の行いに気づかせていきます。</p> <p>一方、行き違いがあるのであれば、そこを解消するようなことを学校では行っています。そして、内容によりますが、保護者にも連絡をし、内容を共有します。</p> <p>このように、学校と家庭と一緒にその問題に対して対応していくということが現状でございます。</p>

少年センター	<p>学校の先生に相談できるという子が増えていると思います。</p> <p>中学校の学年体制はすごくよいことだなと思います。しかし、小学校ですとずっと先生と一緒にいますが、その人間関係がちょっと悪くなると話しにくい状況が出てきます。そこで、学校の校内でスクールカウンセラーの方や心の教室相談員の方などに相談できるという体制はとても良いと思います。</p>
愛知県守山警察署	<p>親と子どもが警察署に相談しにくることがあります。被害申告の意思がある以上、被害受理をして事件として進めていきますが、大体14歳未満の子ばかりです。</p> <p>その場合、事件というよりも、触法少年として捜査を行うにあたり、被害者からも話を聞いて、最終的には児童相談所に通告という形になります。しかし、低年齢の子どもたちって、保護者の許可がないと聞き取りができないため、学校に協力いただいて、保護者さんの了解を得た上で加害者も被害者も聞き取りをしますが、保護者の了解が得られないことが多いので、非常に難しいです。</p>
会長	<p>それでは、議題(1)から(3)につきましては、以上とします。</p> <p>引き続き、議題(4) 関係機関等の連携について、事務局から説明をお願いします。</p>
事務局	<p>本協議会の目的でもあります関係機関との連携ということで、本日お集まりいただいた機関等がいじめ問題に対して、それぞれどういった活動をしているかを共有し、今後のいじめ問題対策に生かしていくことができればと考えております。</p>
会長	<p>各機関の取り組みについて、名簿順に発言をお願いしたいと思います。</p>
小学校代表	<p>来週くらいから教育相談週間になります。時間をとって子どもたち一人一人と面談をします。このような設定を各学期にしております。</p> <p>最近、立場が違う職員がたくさん授業の中に入っています。このような職員と子どもたちと接する場面が多ければ多いほど、子どものつぶやきなどを察知する機会も増えます。</p> <p>また、校内のいじめ対策委員会というのがありますので、この会でケース会議を開くというようなことも進めています。</p>
名古屋法務局春日井支局	<p>法務局としましては、SOS ミニレターがあります。これをポストに投函していただくと最寄りの法務局に届きます。そして、1週間内に出していただいた子どもに返信をするという流れになります。</p> <p>毎年50通くらい届いて、内容によって自殺願望とかいじめられているとかあれば、即日に学校の方に連絡させていただきます。</p> <p>また、内容を教育委員会に伝えていただくかどうかは、学校の方にお任せしています。</p> <p>他の市では深刻なものが複数あって、学校にも何回か出向いてし</p>

	<p>ています。ミニレターが特定の子から連続で届いている状況もありますが、学校といろいろと情報を共有しながら行っているのが現状です。</p> <p>一方、たまに保護者からいじめの相談があります。その際には、学校の方にも確認させていただき、任意の調査をします。</p> <p>また、携帯電話やスマートフォンで小中高校生の子どもがトラブルに巻き込まれたり、インターネット上のいじめというのが増えていたりしています。そこで、株式会社ドコモと連携してスマホ携帯安全教室と人権教室を実施しております。これはオンラインや学校に出向いて実施しております。</p> <p>また、LINEによる人権相談というのがあります。法務局 LINE 人権相談というのがありまして、友達追加をすると相談ができるというものです。これは、平日月曜日から金曜日 8 時半から 17 時 15 分までの間で対応をしております。また、子どもの人権 110 番というものもあります。人権問題専用の電話になっており、これも月曜日から金曜日 8 時半から 17 時 15 分の間で開催しています。</p>
愛知県守山警察署	<p>いじめの種類で身体的誹謗中傷とかありますが、蹴って殴ったら暴行犯に、誹謗中傷は侮辱で名誉毀損に該当します。いじめは犯罪であるという認識を周知させていかないといけないと思います。</p> <p>いじめは犯罪だということ、やってはいけないということを認識させないといけないと思いました。</p>
愛知県中央児童・障害者相談センター	<p>児童相談所では、直接いじめの相談は少ないです。先ほど守山警察署からのお話のように、いじめの加害者が 14 歳未満で警察の方に被害届が出された場合は、児童相談所の方に通告が来まして指導を行います。しかし、背景を調べると、例えば家庭環境に問題、いわゆる虐待があるとか、家出とか子ども自身の問題行動、家庭内暴力などの理由でなかなか学校に登校できていないケースが昨年度はありました。</p> <p>何名かいましたが、児童相談所とわかると警戒する保護者がいて、なかなか会ってくれないというところがあります。しかし、学校だと自然な流れで保護者と相談できています。子どもの権利を守ることができたというケースがあり、児童相談所だけの力では解決することが難しいと感じます。</p> <p>親から暴力を受けたりすると、その影響で他の子にも暴力的になったりするというような発達の悪影響があつたりすると感じます。そういったところで家庭に問題があつたときは、学校と児童相談所とが連携してうまく問題の解決に向かっていければよいと思っています。</p>

	<p>また、保健室の先生は先ほどあったいじめ対策委員会に入っているのかという点が気になったところです。</p>
事務局	<p>いじめ対策の少人数チームを組むときには、養護教諭も入ることが多いです。担任とは違う立場ですので、そこで本音を語ってくれる子どもたちもいます。大変重要な立場の職員でございます。</p>
小学校代表	<p>子どもたちが不登校になったり、何かあったりするときにクラスに入れれないという状況が起きます。すると大概が別室での指導を希望されます。そして、子どもは、別室や保健室で過ごす回数が増える傾向が見られます。</p> <p>また、心の教室相談員もいますので、子どもたちの中には、休み時間に相談室の方へ頻りに遊びに来る子もいます。その際に、情報が入ってきます。校内でそういった情報を共有するケースは多いです。</p>
P T A連絡協議会	<p>保護者の間でも一番話題になるのはスマホの事です。スマホを持つ子の低年齢化があり、小学校中学年ぐらいの子でスマホを使ってLINEでやり取りしている子がいます。また、中学生になると、スマホで友達とLINEをするのは当たり前になっています。そういうやり取りが見えず、親からするとそこで何が行われているのか心配と思います。</p>
少年センター	<p>相談で保護者からのいじめ相談もあります。コロナがあった時は認知件数は減りましたが、これは子ども同士が接触する場がなかったので減ったと思います。現在、増えているのはなぜかという不登校の原因がいじめも関係している事案があるのではないかという気がします。</p> <p>過去の例ですが、不登校は家庭の問題あるいは本人の問題もいろいろあると思っていましたが、貧困家庭も増えており、着ているものとか、生活面での匂いとかを言われていたと思います。そういう点で嫌な思いをして学校に行きたくないと本人が感じてしまう。</p> <p>教室には居場所がないと思いつつ、しかし、担任の先生や養護教諭の先生などにも言いにくいところもあり、そういうところから不登校も出てきているのではないかと思います。</p> <p>先ほど法務局の方も言われましたように、自分が思っていることを尊重できる権利や自分の価値観というのが実感できる権利、安心できる権利などを教えていかないといけないものを思いました。</p> <p>スマホでもそうですし、いじめといじりとかいたずらは違うということも、やはり小さい時から教えていかないといけないなど皆さんの話を聞きながら思いました。</p>

子育て相談課	<p>子育て相談課では、子どもたちにとって人権虐待未然防止を図ることを目的に、子どもへの暴力防止プログラムを実施しています。</p> <p>皆さん方もご存知かもしれませんが、CAPプログラムです。</p> <p>内容についてですが、子どものワークショップと大人のワークショップがあります。子どものワークショップでは安心・自信・自由の権利について学び、虐待・いじめに対して何ができるのかということと一緒に話し合います。役割劇を通しながら、具体的に何ができるのか、これはいじめに該当するのではないかなどを考えることで、自分が嫌なことは嫌だということをちゃんと伝えることが大事だという研修を実施しています。</p> <p>ある程度内容が理解できるような年齢ということで、小学4年生を対象に実施しています。</p> <p>今回ご説明いただいたいじめの資料を見ると、「いじめられた」という項目の小学5年生6年生のグラフが下がっているのも、少しはこういったプログラムが一助になっているとよいと感じているところでございます。</p>
会長	<p>ありがとうございました。</p> <p>昨年から一人一台タブレットにSOSボタンを設定し、子どもたちのSOSを捉えるという仕組みが作られたような気がします、その取り組みの結果はどういうものだったのでしょうか。</p>
事務局	<p>昨年度1年間通して行っておりますが、昨年度は17件ございました。ただ、その中で、「一人で寂しい」とか「つまらない」とか、そういういわゆるつぶやきが多くありました。今年度は今のところは0件となっております。</p> <p>件数が多ければよいというわけではないですが、SOSを出す1つの手段として、昨年度も何かしら有効にはたらき、それが問題の未然防止につながっていればよいと思います。</p>
会長	<p>関係機関の皆様ありがとうございました。</p> <p>それでは、議題(4) 関係機関等の連携については、以上とします。最後に、次第6 今後の予定について、事務局から説明をお願いします。</p>
事務局	<p>それでは、今後の予定について説明をさせていただきます。</p> <p>この協議会の開催については、各年度1回ないし2回を予定しております。</p> <p>今年度につきましては、特別に連絡や共有すべきことなどがありましたら、開催したいと思いますので、御協力をお願いします。</p>
会長	<p>その他、何かございますか。ないようですので、これで、尾張旭市いじめ問題対策連絡協議会を終了します。</p>